

日田地方における林野所有の形成過程

— 中津江村の大山林所有 —

九州大学農学部 塙 正 紘

1. 日田地方は大規模森林所有・経営の顕著な林業地帯であるが、とくに津江筋の諸村ではこれが著しく例えば中津江村では50ha以上の大山林所有者によって村内私有林の6割強が占有されている。ところで近代資本主義社会は封建的土地所有をその商品経済に適合する形態へと再編することに始まる。明治初年の地租改正・土地官民有区分はこの意味で近代社会成立のために不可欠の事業であったし、これによって近代的林野土地所有の外枠が構成された。しかし林野土地所有の構造は林野をめぐる商品経済とその諸関係の展開に適合的な形態へと再編されざるをえない。とすれば、日田林業地帯における林野所有もこうした再編過程を経過しているとみなければならない。とくに日田林業が大規模森林所有・経営によって特徴的だとすれば、それらの形成過程にこそこれが最も典型的に現らわれているはずである。

2. 明治以降の林野所有の動向を既存の統計資料によって知ることはできない。「土地名寄帳」がその大要

を示すが、そこに示される面積は実態とは大きく懸け離れ隔靴搔痒の感を免れ難い。そこで、本稿では中津江村大字柄野526番地～2302番地を対象に土地台帳（面積は森林調査簿により補正）をもとに作成した資料によって大山林所有の形成過程と、その特質を明らかにする。

3. 林野土地所有の動きは4期に区分される（表参照）。

第1期（1890～1915）は伝来型地主の没落と在地商人地主の浮揚の時期である。中世に津江山を支配した津江殿若しくはその家臣団の末裔といわれる長谷部家や、1870年（明3）の日田百姓一揆の際に打ち殺しの対象の一つとなった矢原家などの林野所有は、1915年にはその痕跡すら見出せない。他方これらに代って合谷円俊、合谷保家が急激な拡大を示しているが、その主な対象地は上述の伝来型地主の旧所有林野であった。またこの時期は農民の商品的林野利用の根幹をなした山茶の「商況不振」によって、中小農民の落層化

表 主な山林所有者の所有面積の推移

(ha)

年	1890 明23	1895 28	1900 33	1905 38	1910 43	1915 大4	1920 9	1925 14		
									住 所	家 名
1	平野	長谷部 喜内	117.81	63.35	28.20	28.20	16.06	—	—	—
2	黒谷	矢原 平造	70.83	70.83	70.19	61.26	29.98	11.13	11.13	5.32
3	合鶴	長谷部 鍾平	58.49	26.80	22.18	7.08	7.46	4.12	4.09	3.58
4	迎田	合谷 円俊	48.33	57.17	64.30	178.08	191.40	150.77	163.84	158.15
5	八所	合谷 保	40.79	44.79	121.30	118.80	133.87	139.87	139.87	139.89
6	川畑	奥平 弥太郎	—	—	—	—	—	.56	11.68	
7	鰐生	田島 三家計	—	—	.10	12.89	62.58	62.50	64.70	69.01
8	日田町	後藤 豊三郎	—	—	17.50	17.50	18.88	23.30	23.51	35.61
9	日田町	佐藤 善助	—	—	—	26.54	—	—	—	—
10	高瀬村	長勇 蔵	—	—	—	10.22	35.83	39.49	39.49	43.67
11	光岡村	手島 藤松	—	—	—	—	26.33	26.93	27.81	27.81
12	中川村	小閑 観藏	—	—	—	—	—	42.80	47.69	46.45
13	久留米市	中島 滋人	—	—	—	—	—	—	—	—
14	久留米市	佐藤 弥三郎	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1. 土地台帳により作成 2. 面積は森林調査簿によって補正 3. 台帳地目としては山林・原野・焼畑を含む 4. 対象地域は中津江村大字柄野526番地～2302番地 5. 村内については50ha以上、村外については20ha以上を、それぞれ、1期でも所有したもの、について掲示。

が急速に進んだ時期であるが、両家はこれら農民の小面積林野をも集積している。日田町などからの進出は、当時最大の材木商として拡大しつつあった後藤家の1900年が初出であるがその面積は小さく、これら都市商人系譜の山林所有はその後においても在地商人系譜の背後に隠されたものでしかない。

第2期(1915~1935)は1919年(大8)をピークとする大好況とその後の長期にわたる不況期を含んでおり、日田林業も一時のブームのあとは永い縮小の過程をたどる。一般的にはこの大正期は林野所有移動の最も激しい時期とされるが、こ

	1930 昭5	1935 10	1940 15	1945 20	1950 25	1955 30	1960 35
1	—	—	—	—	—	—	—
2	8.81	12.64	13.15	14.18	14.92	15.96	15.96
3	—	—	—	—	1.54	2.48	2.83
4	157.97	159.05	53.63	51.68	38.14	27.09	23.65
5	139.92	134.39	137.16	137.44	134.93	135.81	135.81
6	13.04	12.93	81.68	81.69	81.69	129.05	128.95
7	69.01	69.01	69.01	66.51	20.09	20.09	20.09
8	35.61	36.69	36.76	37.29	38.41	35.94	22.37
9	—	—	—	—	—	—	—
10	43.67	47.71	48.43	48.82	43.95	82.13	81.15
11	27.81	27.81	27.81	27.81	—	—	—
12	46.45	—	—	—	—	—	—
13	—	—	—	28.00	—	—	—
14	—	—	37.65	38.42	—	—	—

の地区では極めて停滞的に推移している。すなわち日田町など村外所有者の進出は微弱なものにすぎず、両合谷家を中心とする大山林所有の構造は揺いではない。これが明治期に在地商人により大規模所有・経営が確立されていたためであることはいうまでもない。

第3期(1935~1945)は地区内最大の合谷円俊家の崩落とこれを買受けた奥平家の登場として特徴づけられる。合谷円俊家は1890年以来急速にその所有面積を拡げ1910年には191haに達していた。ところが1940年には一挙に100ha余の減少をみて53haに縮小、その後も漸減をたどっている。これは同家の多方面な事業投資とその不振に起因するが、とくに製材工場(1918年開設1921年閉鎖)と同工場跡につくった発電所(津江電灯株式会社1921年設立、のちに九州水力電気株式会社に吸収)の失敗が大きく、その負債整理のために広大な杉造林地を3万3,000円で売却したのである。他方これを購入した奥平家は、1913年(大2)から同村の鯛生金山で医師をなし、その後折原に下って医院を開業しており、林野集積の目的は医院経営による蓄積資産の運用というところにあった。この時期にはまた久留米市からの参入も認められるが、それはこの地区的林野所有構造を改変する要因となりえなかった。

第4期(1949~1960)は前期に参入した久留米市の所有者が撤退し、これを奥平家が入手するという形で推移している。

4. この地区における林野の所有構造を実体化したのは第1期である農民のカソノ作に依拠した多層的林

野所有関係のもとに体現されていた伝来型地主の解体と、農民による商品生産的林野利用に依拠しつつ上昇しその蓄積を林野集積と造林投資に集中することによって単層的所有構造を確立した在地商人地主の登場である。例えば合谷保家の場合、旧幕領時代末期から楮皮、茶などの集荷販売と医薬品販売によって蓄積をなし、さらに鯛生金山の莫大な配当金を得て林野集積は加速化、「吉野式造林法」によって明治末期には大半の林野をスギで埋めている。このように第1期における伝来型地主と在地商人地主との交代は林野利用実態の改変を内実としているのである。

のみならず、それは村落構造の変化をも示している。在地商人の形成は山元農民による商品生産の展開を意味するが、そこには微弱ではあれ生産力向上があり、部分的であるが上昇する農民が実在する。在地商人地主はこれらの農民を帶同しつつ浮揚したり、であるが故にその拡大は伝来型の村落構造を内部的に突き崩す基本的な要因として作用したのであった。もっともこの点の考察は中小農民層の動向の分析に待たねばならないが、林野利用が造林に専一化するにしたがって中小農民の胎動が休止し、停滞的な村落構造へと再編されることとは十分注意しておくべきである。

第2期における移動の少なさは、前期に在地商人地主によって大規模森林所有・経営が確立されこれが安定していたためであり、日田町などの材木商人はスギ立木の購入という形でこれに対応している。